

日本学生支援機構奨学金 給付奨学生採用候補者

自宅外月額支給に係る手続きについて

大学入学前に日本学生支援機構奨学金を申し込み、給付奨学生採用候補者となった方で自宅外から通学をされる方は「通学形態変更届」を日本学生支援機構に提出し、審査後、自宅外通学が認められた方から自宅外月額の支給が開始されます。

1. 対象者

令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知(下の画像用紙)で給付奨学金の項目に候補者決定、支援区分や○が書かれている方が対象です。

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和5年10月16日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号	A000001	
氏名	学校用 見本 (ガ ツコウジ ム)		様

* 99999901 #5999999

交付書類コード = F

※コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金			
		第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する

選考結果	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与(※1)	第一種奨学金	第二種奨学金
	候補者決定 支援区分：第I区分	候補者決定	—	—
要件確認(※2)	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出(※3)	○	○	—

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備が解消されていない場合や未提出の場合等の理由による判定不可を含む。)、「—」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表します。
※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 自宅外通学申請の手続きの流れ

4月支給希望の手続きの流れ

- ① **3月19日(火)**までに※1「通学形態変更届」および自宅外通学要件確認チャートを行い、該当する※2各証明書類と一緒に大学に提出(郵送/持参)
- ② 大学で書類のチェックを行い、日本学生支援機構に送付(不備があった場合は5月支給へ)
- ③ **4月19日(金)**に初回振込(自宅外通学申請許可)

5月支給希望の手続きの流れ

- ① **4月19日(金)**までに※¹「**通学形態変更届**」および**自宅外通学要件確認チャート**を行い、
該当する※²各**証明書類**と一緒に**大学に提出(持参のみ)**
- ② **大学で書類のチェック**を行い、**日本学生支援機構に送付(不備があった場合は6月支給へ)**
- ③ **5月16日(木)**に**初回振込(4、5月分振込、自宅外通学申請許可)**

※¹「**通学形態変更届**」の用紙は**大学掲示板に掲載されているもの**をご使用ください。

※²各**証明書類**は※¹「**通学形態変更届**」の**2枚目の自宅外通学要件確認チャート**の**対象区分**によって、**提出する証明書類が異なります。**

3. 支給金額

給付奨学生として採用されてから**正規の卒業時期まで**、**世帯の所得金額に基づく区分**に応じて、**下表の金額(月額)**が**原則として毎月振り込まれます。**自宅通学・自宅外通学の取扱いは(注3)～(注6)を確認してください。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注1) 生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(注3) 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます(生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります)。

(注4) 「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。ア～オに該当しないことや家賃を支払っていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

(注5) 「**自宅外通学**」を選択する場合でも**当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。**自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

(注6) 社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用(家賃)を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

- ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合